

国土利用計画（第2次砂川市計画）

平成23年12月6日

砂川市議会議決

目 次

前 文

1 市土の利用に関する基本構想	1
(1) 市土の状況.....	1
(2) 市土利用の基本方針.....	1
(3) 地域類型別の市土利用の基本方向.....	4
(4) 利用区分別の市土利用の基本方向.....	5
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要	8
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	8
(2) 地域別の概要.....	9
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	12
(1) 公共の福祉の優先.....	12
(2) 国土利用計画法等の適切な運用.....	12
(3) 地域整備施策の推進.....	12
(4) 市土の保全と安全性の確保.....	12
(5) 環境の保全と美しい市土の形成.....	13
(6) 土地利用転換の適正化.....	13
(7) 土地の有効利用の促進.....	14
(8) 多様な主体による市土の適切な管理の推進.....	14
(9) 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発.....	14
(10) 指標の活用.....	14

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、砂川市の区域について定める国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画であり、砂川市における土地利用に関する行政の指針となるべきものであるとともに、全国の区域及び北海道の区域について定める国土の利用に関する計画（全国計画及び北海道計画）を基本とし、砂川市第6期総合計画に即して策定したものです。

この計画は、今後の国土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。